

森林法改正法律案特別委員會會議事速記録第三號

明治四十年三月十九日(火曜日)午後零時四十三分開會

○委員長(公爵二條基弘君) 是カラ前回ノ會議ヲ續ケテ開キマス、第四章ノ二十九條ノ問題ニ致シマス

○藤田四郎君 是ハ今マデ無イノデアリマシタガ、今マデハ土地收用法ニ據ッテ居リマシタデセウカ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ收用法ニハ據レヌノデゴザイマス、收用法ニ據レ、バ動キガ付クノデアリマスガ、據レヌモシテスウ云フ規定ヲ置イテ願ハウト云フノデアリマス

○藤田四郎君 三十九條ニハ何ニモ御尋ネスルコトハゴザイマセヌ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ第四十條

○藤田四郎君 對價ト云フノハ、ドウ云フコトデスカ
○政府委員(久米金彌君) 是ハ矢張り他ノ法律ニモ對價ト云フ語ガゴザイマシテ、恰モ其物ノ直打ヲ申スノデ、其トニアリマス通り損失ナドモアリマスカラ、損失ハ別ニシテ固有ニ持ッテ居ル値デアリマス、尙ホチヨット申シテ置キマスガ、四章ハ鑛業法ノ規定ニ據ヘテ得ヘマシタカラ、中ニハ文句マデ殆トアレト同様ニナッテ居ル所モアリマスカラ其事ヲ申上ゲテ置キマス

○澤原俊雄君 チヨット伺ヒマスガ、關係人ト云フ中ニハ本法デ謂ハユル森林所有者モ這入ッテ居リマスカ
○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通りデアリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ四十一條

○藤田四郎君 是ハ此權利ト云フモノハ產物運搬ト云フ方ニシテナモノマデ及ブデセウカ、範圍デスナ、範圍ガ餘ホド廣クナリハシマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) 此範圍ト申シマス森林カラ出マス產物ヲ今マデハ主產物ト副產物ト二別ケデアリマスガ、主トシテハ主產物ノ積リデアリマスガ、時アッテハ副產物モ這入ル譯ニナリマス

○岡田眞平君 運搬ニ關スル設備ト云フノハ、今藤田サンノ御尋ネニナッタノハ其點デハ無カッタデスカ、ドンナ事マデハ許スト云フ御見込ガアリマスカ

○政府委員(久米金彌君) 詰リ運搬ニ關スル設備トシテ、今日ノ現狀デ申シマス例ヘバ木馬道デスナ、木馬道ヲ開キマスカ或ハ又手トカ云フ種類デアリマス、追々林業ガ進ムニ從ヒマシテ輕便「レール」ヲ敷イテ手押ヲスルトカ、モウ一步進ムト機關車ヲ附ケテ引張ルト云フヤウナモノモ這入リマスノデス

○男爵安場末喜君 チヨット伺ヒマスガ、此森林ヨリ其產物ヲ運搬スルトカ若クハ運搬ニ關スル設備ヲ致シマスノニ必要ノ時分ニ他人ノ土地ヲ使用スルト云フ場合ニ地方官ニ申請イタシマシテ、地方官ノ許可ヲ得テ、ソイツヲ使用スルトカ云フコトガ第二項ニゴザイマスガ、第二項ニ至リマシテ地方官ハ直ニ其申請ヲ認メタシマシタ時分ニハ、宜シト認メタ時分ニハ直ニ其許可ヲ與ヘル、其許可ヲ與ヘマシテ然レ後ニ其土地ノ所有者、若クハ關係人ニ通知スルト云フコトガアリマスガ、若シ此土地ノ所有者若クハ關係人ノ諸君豫メ突キ留メマセズシテ直ニ其使用ヲ要スルト云フ人ニ許可ヲ與ヘマスト云フコトニ致シマスレバ、元ノ土地ノ所有者若クハ關係人ト云フモノハ豫メ其地ニ付イテ斯ウ云フコトヲシヤウトカ、ア、云フ目的デ斯ウシヤウトカ云フテ居ッタノニ非常ニ迷惑ヲ來タスヤウニ考ヘマスガ、其邊ハドンナモノデセウカ

○政府委員(久米金彌君) 四十一條ヲ御覽下サル通りゴザイマシテ、地方長官ガ許可ヲ與ヘマスト第三項ニアリマス「前項通知ノ後其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地所有者及關係人ニ協議スヘシ」ト云フノデ、許可ヲ得マシテカラ直ニ使フト云フノデハナシ、地方長官ノ許可ヲ得マスト第二段トシマシテハ三項ニ依ッテ土地ノ所有者ナリ關係人ニ就イテ相談ヲ致シマス、相談ガ纏マレバ論モ無シ、相談ガ纏マラヌトアレバ其場合ノ規定ハ後ニゴザイマス、免二角、一應所有者ナリ關係者ニ協議スル……

○藤田四郎君 第一ノ場合ニ付イテ地方長官ガ許シタトキノ補償ト云フモノハ收用法ニ依ッテ定メラレデセウカ、又ハサウデナク定メラル、カ、ソレカラシテ此主產物デアイモノマデ例ヘバ其仕事ハ大變大キナ仕事デアル、石ヲ切り出ストカ云フヤウナコトハ森林法ノ目的カラ言フト外物ノモノデアル、サウ云フモノモ尙ホ收用法ヲ許ス御考ヘデアルカ、或ハ又道路ガ狹イ、ソコヲ車デ通ス爲ニハドウシテモ九尺カ八尺ニセヌナラヌト云ウテ沿道ヲ擴ゲテ仕舞フ場合モアリマス、或ハ少シ迂回シテ居ルカラ近クシタイト云フノデ、道ハ廣イモノダケレドモ近クシタイト云フノデ人ノ地面ヲ取ッテ仕舞フト云フ道モアラウト思フ、ソレ等ハ此地方長官ガ許スニ付イテ殆ト標準ガ無イヤウデアアルガ、總テ申出テ來タラ許サヌナラヌヤウナ工合ニナルカト思ヒマスガ、ソレ等ノ點一應承ッテ置キタイ

○政府委員(久米金彌君) 第一段ノ御問ヒデアリマスガ、價格ナドノ決メ方ハ收用法ニ依ル譯ニ參リマセヌノデ、ソレ故ニ此章ノ後ノ方ニ賠償ノ規定ガアリマス、收用法ニ略シテ居リマスケレドモ收用法トハ又違ッテ手續ガ規定シデアリマス、又收用法以外第四章ニ書イテアル順序デ賠償ヲスルコトデアリマス

○藤田四郎君 ドノ條デスカ
○政府委員(久米金彌君) 既ニ濟ミマシタル三十九條、四十條ノ補償金ト云フモノハコンナモノダト云フコトガアリマス

○藤田四郎君 森林會ニ行クノデスカ
○政府委員(久米金彌君) ソレハ後ニ爭ガ起ツタ場合ニハ森林法デ……土地收用法デハ審査會デ決議イタシマスケレドモ、此場合ハ森林會デ決議イタシマス、ソレカラ今

一ツ森林カラ例へハ石ヲ出ス場合ハドウダカト云フ御問ヒデアリマスガ……出ス場合デモ
尙ホ適用スルノデアアルカドウカ標準ガ無イヤウデアアルト云フ御問ヒデアリマスガ、是ハ如何
サマ此地面ハドウシテモ此場所ヲ使ハナケレバ事業ガ行ヘナイ、或ハ著シク不利ヲ來タス
ト云フ場合デナケレバ此法ヲ適用スル答ハナイ、唯ツレガ爲ニ「設備ノ爲必要アルトキハ」
ト云フ一項ガアリマス、現ニ御問ヒノ中ニアリマス、幾分迂回シテ行ケバ道ガ有ルト云
フ場合ニ單純ニ迂回スルト云フデケデハ殊更ニ土地收用ヲ許ス必要ハ無イ、併ナガラ非
常ニ迂回スル結果トシテ其事業ニ大變不利ヲ被ル、ダカラ直通スル道ニ使ハズバナラヌ
ト云フトキニ適用シマス、ソレデアアルカ標準ノ事實ノ上ニ必要アル、其地面ガ其事業
ニ必要アルカトカ、ドウカト云フ所カラ割出テ來ルノデアアリマス、モウ一ツ御尋ネノ產物
ノ中ニ石ヤ何カガ這入ルカト云フコトデアリマスガ、是ハ法文カラ見ルト主產物デアレ副
產物デアレ雙方ニ這入ル、適用ハ雙方ニ適用スルコトニナリマスカラ、石ノヤウナ場合モ
時アデハ此規定ガ及ブト云フコトガ出來ルノデアリマス

○男爵安場末喜君 此四十一條ノ第三項ニ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地所
有者及關係人ト協議スルコトガアリマスガ、御説明ニ依テ分リマシタガ、若シサウ致シ
マスルト云フト所有者及關係人ニ協議イタシマシテ其使用ヲシヤウト云フ人ノ目的物ヲ
關係人及所有者ガ假ニ協議ニ應ジナイト云フトキニ地方官ハ既ニ許可ヲ與ヘタト云フ
手順ニナツテ居リマスルト、其地方官ノ與ヘマシタ許可ト云フモノハドンナ都合ニナルノデ
ザイマスガ

○政府委員(久米金彌君) 地方官ハ先ヅ以テ其土地ノ使用收用ニ對シテ其土地ヲ
使ハナケレバ事實行ヘヌカ、不利ガアルカト云フコトヲ見マシテ、先ヅ以テ土地ノ使用收
用ト云フコトヲ許シマス、サウ致シマシテ二項ニアリマスル土地所有者及關係人ニ通知
イタシマスル許可權ヲ得タ人ガ更ニ其地面ヲ賣テ吳レヌカトカ、協議ヲシテ纏マレバ宜
イデスガ、若シ不幸ニシテ纏マラス場合ニハ五十六條ニ參リマシテ地方森林會ノ裁決ヲ
求メル、申サバ裁判ヲ請フト云フコトニナリマス

○岡田眞平君 チョット唯今ノ御答ニ付イテ疑フ起シタデスガ、石ヲ運搬スルノニ矢張
リ唯今ノ御答デアルト此箇條ニ依ルト云フ御答ニナツタヤウデスガ、ソレハ森林カラ石ヲ
運ブトキノコトデアリマスケレドモ、森林デナイ所カラ石ガ來ルトキニハドウ云フ箇條ニ依
テアルノデアリマスガ、森林ニアル石ダケハ特別保護ヲ受ケテ居ルノデスガ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ主トシテ主產物ヲ多ク見テ居リマスルガ、サレバト云
テ例ヘバ材木ヲ伐リ出ス同時ニ石モ斫リ出スト云フコトモアリ得ル場合ガアリマス、折角
土地ノ收用ヲ許シナガラ材木ニハ許スケレドモ石ノ方ハ許サヌト云フコトハ出來マセヌ、
時アデハ石ノミニ付イテ之ヲ禁ズルコトモ出來マイカト思フ、森林ノ方カラ申シマスルト
最前申上テタ通り產物ト云フノハ主產物ト副產物ト別レマシテ主產物ハ言フマデモナ
イ、大體ガ木デゴザイマスガ、此外ニ副產物ガ段々有ル、森林ノ中カラ石モ出ルト云フ副產
物ガ出ルヤウナコトガアリマスカラ、ソレモ是モ許シテ宜カラウ、併シ法律ノ適用ハ土地ニ
重キヲ置イテ居ルト云フコトハ言フマデモゴザイマセヌ、主產物ハ上ニ立ッテ居ル木ト云フ
意味デゴザイマス、事實ノ上ニ於テハ單純ニ石ノミヲ出スト云フコトハ無イノデアリマス
○澤原俊雄君 四十一條ノ他人ノ土地ト云フハ官地、又ハ私有地モ這入ルノデアリ

マスガ

○政府委員(久米金彌君) 官有地ノ場合ニハソレニ對シテ斯ウ云フ場合ニハ使用サ
セルトカサセトカ、使用ヲ許ス許サヌト云フ方ニナリマスガ、唯今民有地官有地ニナレバ
地方長官ガ概括的ニ許シマスカラ、何所カラ何所ニ至ル、例ヘバ町ナリ村ナリ字ナリ小
字ナリヘ掛ケマシテ其中ニ於キマシテ道路使用ヲ許可スルト云フ許可權ニナラウト思ヒマ
ス

○澤原俊雄君 サウスルト他人ノ土地ト云フ中ニハ官地ハ這入リマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) 例ヘバ這入リ得ルノデス、今申上テタ錯雜シテ民有地モ
有リ、續イテ官有地モ有ル、ソコヘ以テ行ッテ道路ヲ開カウト云フ場合ニハ使用權ノ中ニ
官有地モ這入ルノデアリマス

○澤原俊雄君 手續モ一ツニナルノデスナ、何デモ協議ヲシタリスルコトハ……

○政府委員(久米金彌君) 協議ハ到底イタサネバナラヌト思ヒマス、但サウ云フ場合
ニハ多ク後ニ行キマシテ地方森林會ヲ煩ハスコトガナクテ濟マウカト思ヒマス、併ナガラ少
クトモ協議ナシニサレテハ困ル、例ヘバ一個ノ森業家ガ自分ノ產物ヲ運搬スルニ土地ガ必
要ダト云フテ、ツカノく歩カレテハ困マル、矢張り所管ノ官廳ニ相談シテ吳レナケレバ困
ルノデス

○澤原俊雄君 人民ガ政府ヘ向ッテ之ヲ使用ヲ許シテ貰ヒタイ、ト云フ場合ハ協議ト
云フ中ニ這入リマスガ、矢張り許可ト云フコトニナリマスガ、是ハ許可ヲ受ケベシト云フ
コトニナルノデアナイカト思ヒマスガ、此方カラ見ルト「他人ノ土地」ト云フ中ニ官地ガ這入
ルカ這入ラヌカ、ソコニ疑ガアル

○政府委員(久米金彌君) 若シ通路ガ全部官有地ナラバ斯ウ云フ手續ハ要ラヌト
思フ、管理シテ居ル官廳ニ使用ヲ願フトカ何トカ云フ手續ニナル、之ニ反シテ民有地ト
官有地ト混ッテ所有者ガ個々ニナツテ居ルト云フ場合ニハ自ラ此手續ヲ經ルコトニナラウ
ト思ヒマス

○藤田四郎君 今山田君カラ伺ヒマスト高知縣ナドデハ或ル川デ兩郡ニ跨ッテ居ルノ
デ、其川ノ爲ニ大變ニ用水等ノ關係ガアッテ必要アル、然ルニ或ル材木ヲ伐リ出ス爲
ニソコヲ通ラヌケレバ出ス途ガ無イ、隨分困ラレタト云フ御話ガアリマスガ、ソレ等モ森林
會ニ掛ケルコトニナリマスガ

(速記中止)

○藤田四郎君 塊地利ノ方ノ法律ニ依リマス精神ガ、他ニ方法ノ無イト云フ方ガ
主ニナツテ居ルヤウデスナ、立案ノ御趣意モサウニ違ヒナイデセウガ、他人ノ地ヲ通過スルニ
アラザレバ他ニ之ヲ出ス方法ガ無イ、或ハ不權衡ニ大ナル費用ヲ要スルトカ、或ハ例外
モアルカモ知レマセヌガ、主タル所ハマア、他ニ方法ガ無イ、ト云フヤウナノガ主ニナツテ居ル
ヤウニ見エルト、是ハ獨逸文ノ方ヲ見マセヌカラ能ク分リマセヌガ、假ニ斯ウ云フコト、見
マシテモ、精神ガ餘ホド制限的ノ意味ガ主ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、日本ノ文ニ書ク
ト、イツモ多クハ斯ウ概括的ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、實ハ矢張り副產物ナドデモ……
先刻岡田君ヘノ御答ニ副產物デモ一緒ニ出サセル、ト云フコトデアリマシタガ、ソレハ主
產物ヲ許可シタトキニハ無論副產物モ通サヌト云フコトハナイデアリマセウガ、サウ云フモ

ノニ許可ヲ與ヘルコトが必要カドウカト云フコトハ餘ホド懸念ヲ持テ居ル、詰リ土地收用法ニ依ル所ノ意味ヲ幾分制限スル必要ガアラウト云フ考ヲ私ドモ持テ居ル、絶對的ニト云フ譯デアリマセヌガ、モウ少シ制限スル方ニ直シテ貫ツタ方宜クハナイカト思フノデアリマス

○政府委員(久米金彌君) ツレモ一ツノ御説デゴザイマスガ、四十一條ノ原案ハ其邊ノ意味ヲ網羅サセル爲ニ必要アルトキハ「ト云フコトニシタノデ、必要ト云フコトヲ分析シテ見ルト、ドウシテモ其道ヲ使ハナラヌ場合、若クハ其道ヲ通ラヌト著シイ不利ヲ被ムル場合、ツレバ必要ナル場合ト見マス積リテ」必要アルトキハ「ト書イタノデアリマスガ、是ハ地方長官ガ許可スル譯デアリマスカラ、許可スルニ當テ、ヤタラニ必要ガ必要デト云フコトハ言ヘナイ、謂ハユル本當ニ必要ト見タ上デナケレバ許可サナイコトニナリマス

○藤田四郎君 此「必要」ト云フ字ハ隨分議會ノ先例ニ於テモ極ク微弱ナル意味ニナリテ居ルヤウデアアル、會計法其他ニ於テ必要避クベカラズトアッテモ隨分不必要モノデモ或ル事情ノ爲ニ必要ナルコトガアル、詰リ森林カラ庭園ノ木ヲ出ス爲ニ人ノ地面ヲ通シテ貫フ、例ヘバ鄰ニ庭園ガアッテ、京都ノ如キハ庭園ノ鄰ニ林ガアル、良イ木ガアルカラチヨット庭ニ持ッテ來タイト云フデモ矢張り產物ニ違ヒナイ、伐ッテ持ッテ來タカラ產物デアアル、伐ラズニ持ッテ來タカラ產物デアナイト云フコトモ隨分ムツカシイ、サウ云フコトデアルト現ニ寺ノ地面ナドヲ壞ハシテ通シタリ、主人ノ迷惑ニナル所ヲ通スト云フコトガ出來得ラルコトト思フ、ツンナラト云フテ其ノ不都合ノ爲ニ一體ノ宜イコトマデ邪魔スルノモ不都合ト思ヒマスカラ、成ルタケ是ガ制限的ノ意味ニ直スコトガ出來ルナラバ私ハサウシタイト思フ

○岡田眞平君 此產物運搬ノ設備ヲスル爲ノ必要ト云フコトデアリマスガ、此「產物」ノ上ニ「主」ト云フ字ヲ加ヘテ「主產物」トシタラバ差支ヘマスカ

○政府委員(久米金彌君) 強ヒテ差支アリマセヌ、石ガ這入ルカ這入ラヌカト云フ御尋ネデアリマスカラ、這入ルト御答ヘ申シマシタガ、モト／＼此意味ハ主產物ノ積リデスカラ「主」ノ字ガ這入リマシテモ差支ナイト思ヒマス

○藤田四郎君 私ドモ實ハモウ少シ制限ガ出來レバ宜イト思ヒマスガ、ツレバ又御困リダラウト思ヒマスカラ、セメテツレダケデモ這入レバ制限ニナリマスカラ、強ヒテ其上申スデアリマセヌガ、尙ホ必要ノ上ニモウ少シ入レルハナラバ制限シタ文字ヲ入レタイト思ヒマス

○政府委員(久米金彌君) 「設備ノ爲必要」ト云フノデスカラ此儘デ如何デゴザイマセウ

○藤田四郎君 何カ一ツ這入ツタ方ガドウモ宜カラウト思ヒマス、必要已ムヲ得ザルトカ何トカ……

○政府委員(久米金彌君) 已ムヲ得ザル位ノコトナラ一向差支ゴザイマセヌ、ツレナラ決シテ御異存ハ申シマセヌ、「主」ノ字ガ這入ルトカ「已ムヲ得ザル」位ガ這入ルノハ宜シカラウト思ヒマス、意味ヘタシカ御説ノ通りノ意味デアリマス、私ノ意味モ……

○武井守正君 私ハ皆サンノ御案ジナサルノト丁度反對ナデス、ト申スノハ山林ヲ利用スル上ニ於テハ是非容易ニ道ガ出來テ爲シ得ラレルヤウニシテヤラケレバ山林ノ利用ガ出來ナイデスカラ現今ノ有様デアルト、コンナ保護ガアル爲ニ拒マレルト出シテ來ルコト

が出來ナイ、併シ山林ノ方ハ大シテムツカシク無イデスカラ四十一條ガ決マッタ後ニ各條ヲ見マスト餘ホド面倒ノモノデ、又補償金ヲ拂渡セトカ補償金ヲ拂戻セトカ補償金ヲ請求スルコトヲ得ルト云フヤウナ非常ニムツカシイモノデアリマス、一體ツレホド山林ニ於テハ左マデムツカシイモノデ無イデスケレドモ、山林ヲ出テ一ツ其道路ニ接スルコトハ間ガアル、其間ニ耕地ヲ潰スト云フコトハ是ハ餘ホド面倒デ、併ナガラ是モ潰サナケレバ矢張り搬運ハ出來ナイデスカラ、此耕地ヲ潰ス方ハ補償シナケレバナラヌト云フコトハ最モ必要デアラウ、是ハ又手面倒デアアル、矢張り其國道トカ里道トカ縣道ト云フモノニ沿ウデアルヤウナ所ハ從テ山ガアッテ、山カラ通ルマデノ間ハ耕地ヲ行カナケレバナラヌ、ツレバ作間ノ道ガ近イ、ツレバ餘ホド金ガ掛カルデアラウト思フ、山林ノ方ニナルト僅カ六尺カ八尺ヲ潰スト見タ所ガ何ホドノ害ニナラヌ、何程ノ利益ヲ害セラレヌグラウト思フカラ協議ハ容易ニ纏マルデアラウ、一向ムツカシイ箇條ヲ擧ゲズシテ地方長官ガ相當ノ命令デモスル位ノモノデアリマス、又容易ニササナケレバ森林ハ活キテ來ナイデスカラ、成ルベク此章ニ於テハ容易ニ單純ニ出シ得ラレテ山ヲ活カシテ使フヤウニサセタイト云フ精神カラ此章ハ議スルコトニ願ヒタイモノダト思ヒマス、ソコデ一ツ御尋シマスガ、耕地ハドウナサル

○政府委員(久米金彌君) 此四十一條ノ「他人ノ土地」ト申スノハ耕地モ這入ル、實ハ畑モ這入リマス、併シ事實ノ上カラ考ヘテ行キマストデスナ、耕地ヲハ通ラナケレバナラヌ場合ハ極メテ少カラウト思ヒマス、唯ダ原案ノ精神カラ言ヒマス耕地モ這入リ、畑モ這入ルト云フ位デ、偶々其間ノ土地ニ道ヲ付ケナケレバナラヌ場合ハ……

○武井守正君 其方ガ多イノデ事實ハ……木曾ニシタ所ガ木曾ノ國道ハ出ルマデノ間ニハ畑ガアル、田ハ少ナイガ畑ガアル、其間ニ近キハ一町二町乃至三四町グラ井アル、ツレバ潰サナケレバソコマデ出ラレヌノデ、山ニ接シテ居ル道路ト云フモノハ山ヲ切ッテシタコトモアルガ、ソコヘ道ヲ付ケルコトハ多ク無クシテ平坦ニ出シ得ラレルヤウニ、多ク下ハ畑ニナッテ居ル、ツレバ餘ホド容易ニ之ヲサシテ山ヲ利用セヌト段々世ガ開ケルト共ニ山林ハ開カレテ行ツテ、適當ノ位置ニ山林ガ置カレルト云フコトハ、何レ村落ニナッテ仕舞フデス、今日ノ如ク廣ッポイ開墾地ニバカリ木ヲ立テ、置クト云フマデニマダ開ケナイ土地ハサウ長クハアルマイ、適當ノ位置ニ山林ガ引ケテ仕舞フト最モ出シ宜イト云フコトナク面倒ナ場所バカリニナッテ仕舞フ、サウスルト此章デハ餘ホド容易ニ出シ得ラレルト云フ……出シ得ラレルト云フ了簡ヲ有ッテ此法ハ立ヌト、他日マルデ山ヲ毀シテ仕舞フト云フヤウナコトガ出來ヤアシマセヌカ

○藤田四郎君 私ドモハ丁度武井サント其點ハ少シ違フ心配ヲ有ッテ居ルノデス、隨分此松茸山ナド、云フモノハ、ナカ／＼盛ナ所デアッテ、サウ云フ所ナドモ隨分細イ道ガアル、ツレバ序デニ廣、クシテ置カウト云フコトハ此爲ニ出來得ラレルヤウニナラウト思フ、ドウカマア幾ラカ精神ハ至極贊成デアリマスガ、極ク山ノ中ト云フデハ無イ、是ハ隨分往來ノ所マデ町中ヘ來テモ適用サレル場合ガアルダラウト思フ、此書キ方デスナ……、地方長官アタリデ右ノ許可ヲ與ヘルト云フコトニナッテ居ルデスカラ甚ダ心配イタスノデアリマスカラ、ドウカマアセメテ主產物ト云フ字ヲ入レテ御賞ヒ申セバ宜イカト思フノデ、今ノ岡田サンニ贊成シタノハサウ云フ譯デアリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 唯今ノ岡田サンノ説ハ產物ヘ「主」ノ字ヲ入レルト云フ

デスナ

○宮本小一君 今ノ武井君ノ説ハ、サウスルト此四十一條ハ一項二項トモ此儘ニシテ原案賛成ノ説ダネ、先ヅ……

○武井守正君 其通りナシデス……主産物トシテハ副産物ハ出セナイノダト云フヤウナコトニナツテ仕舞フト大變困ルデス

○岡田良平君 主産物デナケレバ出セナイ趣旨デハ無い、他人ノ道ヲ使用スルト云フコトハ主産物ノモノデナケレバ出来ナイ、主産物ヲ運搬スル爲ニ他人ノ土地ヲ使用シタ場合ニ於テハソコヲ主産物ヲ持ッテ通ッテ出サナケレバナラヌコトハ無論ダラウト思フ、副産物タル石ヲ切出ス爲ニ他人ノ土地ヲ使用スルト云フノハ山林ヲ保護スル精神カラ見レバ言ハザルコトデ、又石ヲ出スコトヲ保護セナケレバナラヌコト云フ必要ガアルナラバ山林カラ出シテ來ル主産物……石ヲ出ス必要ガアツデカラ……山嶽カラ石ヲ出スモ保護シナケレバナラヌコト云フヤウナ理窟ニナル、デアリマスカラシテ茲ハモウ山林ヲ保護スルト云フ目的ニ外ナラヌノデスカラ、主産物ト云フ字ヲ入レテ置キタイト云フニ過ギナイコトデアリマス

○宮本小一君 ドウモ「主」ノ字ナドヲ入レタリ何カシタラ、モノガ細カクナツテ益々疑惑ヲ生シマスカラ、矢張りハ武井君ノ御説ノ如ク此儘ニシテ置イタ方が私ハ宜カラウト思ヒマス

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ今ノ岡田君ノ修正案ノ産物ニ「主」ノ字ヲ付ケテヤルト云フ此説ニ同意ノ諸君ハ手ヲ舉ゲテ下サイ

○委員長(公爵二條基弘君) 少數

○澤原俊雄君 チョット御尋ネシマス、岡田君ノ御説ハ「主」ノ字ヲ入レテ置イテ主産物ヲ出ス場合ニ副産物ヲ併セテ出スノハ差支ナイト云フノデスカ

○岡田良平君 ソレハ差支ナイデス

○澤原俊雄君 ソレデハ主産物ト云フコトヲ書イテ、ソレデ差支ナイデセウカ、主産物ノミノ爲ニ之ヲヤルト云フコトニナルノデアアラウト思フ、ソレデ副産物ヲ出シテモ差支ナイト云フナラバ賛成シマス

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ今ノ岡田君ノ説ハ少數デスカラ消滅シマス、ソレデハ原案ノ通りデ……

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナシト認メマス、四十二條

○辰巳樞太郎君 此四十二條ノ精神ハ前條第二項ノ通知後、知事カラ許可ヲ得テ、許可ヲシタ、若クハ協議調ウタト云フ通知後、一箇年以内ニ同條第三項ノ協議ヲ爲サザルトキハ同條第一項ノ許可ヲ受ケズ、協議ヲセヌトキハ同條第一項ノ許可權ハ協議シタ所ノ效力ヲ失フツト、斯ウアツテ、サウシテ其末段ニ五十六條一項ニ依リ若シ協議調ハヌ場合ハ地方森林會ノ裁決モ一箇年以内ナラバ求ムルコトハ出来ル、一箇年經ツタラ無効デアルト斯ウ解釋ガ出来ル、サウスルト此五十六條一項ノコトハ此五十六條ニ詰リ地方森林會ノ裁決ヲ求ムルコトハ一箇年以内ナラ協議調ハヌ場合ニハ裁決ヲ求メルコトガ、出来ルト云フ制限ヲ五十六條明ニ切ッテアルニ拘ラス、此四十二條ノ末段

ヘ持ッテ來テ、クドクシク地方森林會ノ裁決ヲ一箇年以内ニ求メヌトキハ無効ダト斯ウ云フコトヲ書テアル、重複ニナルヤウニ思ヒマスガ、是ハドウ云フ御考デアルカ伺ヒタイ

○政府委員(久米金彌君) 或ル程度ニ於テハ御説ノ通り重複スルカノ感ジガアリマスガ、五十六條ノ方ハデガズネ、廣ク土地ノ使用、收用、補償金、擔保ニ付キ協議調ハザルト云フ此四ツデスナ、四ツニ付イテ規定シテゴザイマス、四十二條ノ方ハ前條ノ許可若クハ協議調ケケル場合ヲ見テ居リマスカラ、コッチハ四ツノコトニ付イテ決メタノデス、四十二條ノ方ハ四十一條ノ二項ノ分ダケヲ決メタノデアリマシテ、ソレデ一ツコトヲ許可若クハ協議ノ場合ニハト、兩方カラ言ウタ、斯ウ云フ形ニナル、五十六條ノ一箇年以内ニ地方森林會ノ裁決ヲ求メル、ソレカラコッチニ一年以内ニ求メナケレバ無効ニナルト云フコトヲ決メタノデス

○辰巳樞太郎君 サウ云フ説明ノ場合デゴザイマスレバ、私ハ此第五十六條一項ニ依リト云フズツト以下ハ削リタイト思ヒマス、ナゼカト云ヘバ五十六條ノ若シ協議調ハナンド場合ニハ地方森林會ニ裁決ヲ一箇年以内ナラバ求ムルコトガ出来ル、一箇年後デアツタラ求メルコトガ出来ナイト云フ規定デアリマス、凡ソ訴訟法ヲ見テモ六十日以内ナラバ控訴スルコトガ出来ルトカ上告スルコトガ出来ルトカ、六十日以内ニ控訴スルコトヲ得、上告スルコトヲ得ト云フ工合ニ文字ヲ列ネデアリマスカラ、ソレデ六十日以後ニナツタラ控訴スルコトガ出来ヌト云フコトハ議者ヲ待タズシテ明ニ分ッテ居ルト思ヒマス、然ラバ此四十二條ノ末段ノモノハ詰リ五十六條ニ明ニ一箇年以内ナラバ地方森林會ノ裁決ヲ求メルコトガ出来ルガ、一年以後ニナルト地方森林會ノ裁決ヲ求メルコトガ出来ナイト云フコトヲ五十六條ニ明記シテアルニモ拘ラス、四十二條ノ末段ニ於テ五十六條一項ニ依ッテ一年以内ニ地方森林會ノ裁決ヲ求メヌトキハ無効ダト云フコトハ是ハ一ツ全然重複スルコトニナツテ、此末段ノ文字ハ此所ニ加ヘテ置クノ必要ハアルマイト思ヒマス、故ニ私ハ第五十六條カラ以下ハ削リタイト思フ

○藤田四郎君 私ハ法文トシテハ無クテモ濟ムカ知リマセヌケレドモ、精神ガ即チ許可ヲ與ヘタモノヲ無効ニスルカ何トカ云フコトカラ起ッテ居リマス、片一方ハ出訴權ノ方デゴザイマスカラ別ダラウト思ヒマス、矢張り原案デ宜シイカト思ヒマス

○武井守正君 原案賛成

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ削除説ガ出マシタガ賛成者ガアリマセヌカラ、四十二條ノ原案通り異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○政府委員(久米金彌君) 或ル程度ニ於テハ御説ノ通り重複スルカノ感ジガアリマスガ、五十六條ノ方ハデガズネ、廣ク土地ノ使用、收用、補償金、擔保ニ付キ協議調ハザルト云フ此四ツデスナ、四ツニ付イテ規定シテゴザイマス、四十二條ノ方ハ前條ノ許可若クハ協議調ケケル場合ヲ見テ居リマスカラ、コッチハ四ツノコトニ付イテ決メタノデス、四十二條ノ方ハ四十一條ノ二項ノ分ダケヲ決メタノデアリマシテ、ソレデ一ツコトヲ許可若クハ協議ノ場合ニハト、兩方カラ言ウタ、斯ウ云フ形ニナル、五十六條ノ一箇年以内ニ地方森林會ノ裁決ヲ求メル、ソレカラコッチニ一年以内ニ求メナケレバ無効ニナルト云フコトヲ決メタノデス

○辰巳樞太郎君 サウ云フ説明ノ場合デゴザイマスレバ、私ハ此第五十六條一項ニ依リト云フズツト以下ハ削リタイト思ヒマス、ナゼカト云ヘバ五十六條ノ若シ協議調ハナンド場合ニハ地方森林會ニ裁決ヲ一箇年以内ナラバ求ムルコトガ出来ル、一箇年後デアツタラ求メルコトガ出来ナイト云フ規定デアリマス、凡ソ訴訟法ヲ見テモ六十日以内ナラバ控訴スルコトガ出来ルトカ上告スルコトガ出来ルトカ、六十日以内ニ控訴スルコトヲ得、上告スルコトヲ得ト云フ工合ニ文字ヲ列ネデアリマスカラ、ソレデ六十日以後ニナツタラ控訴スルコトガ出来ヌト云フコトハ議者ヲ待タズシテ明ニ分ッテ居ルト思ヒマス、然ラバ此四十二條ノ末段ノモノハ詰リ五十六條ニ明ニ一箇年以内ナラバ地方森林會ノ裁決ヲ求メルコトガ出来ルガ、一年以後ニナルト地方森林會ノ裁決ヲ求メルコトガ出来ナイト云フコトヲ五十六條ニ明記シテアルニモ拘ラス、四十二條ノ末段ニ於テ五十六條一項ニ依ッテ一年以内ニ地方森林會ノ裁決ヲ求メヌトキハ無効ダト云フコトハ是ハ一ツ全然重複スルコトニナツテ、此末段ノ文字ハ此所ニ加ヘテ置クノ必要ハアルマイト思ヒマス、故ニ私ハ第五十六條カラ以下ハ削リタイト思フ

○藤田四郎君 私ハ法文トシテハ無クテモ濟ムカ知リマセヌケレドモ、精神ガ即チ許可ヲ與ヘタモノヲ無効ニスルカ何トカ云フコトカラ起ッテ居リマス、片一方ハ出訴權ノ方デゴザイマスカラ別ダラウト思ヒマス、矢張り原案デ宜シイカト思ヒマス

○武井守正君 原案賛成

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ削除説ガ出マシタガ賛成者ガアリマセヌカラ、四十二條ノ原案通り異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○藤田四郎君 是ハ買上ゲテ仕舞フコトニナリマスカ

○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通り

○岡田良平君 土地ノ形質ヲ變更スルト云フノハ道デモ造ルト云フヤウナ場合ヲ言フノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 例ヘバ唯今マデ耕地デアツタモノヲデスネ、林道ト云フモノニスレバ形質ガ變テ來ル

○岡田良平君 前ニ土地ノ性質ヲ變更スルコトハ開墾デアルト云フコトヲ言ッテアルデス

○政府委員(久米金彌君) サウチヤナイノデス

(速記中止)

○男爵安場末喜君 御尋ネシマスガ、先刻藤田君ノ御尋ネデゴザイマシタガ、「所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得」ト云フノハ、所有者ガ買入レルトカ何トカ云フコトヲ御説明ニナリマシタヤウデスガ、コイツハドウ云フ譯ナシデスカ

○政府委員(久米金彌君) 永ク使用サレマスト云フトデスナ、土地使用者カラ言フト使用料ガ取レマスガ、三年以上ニモ跨ッテ年々僅カバカリノ使用料ヲ貰ッテ居ルヨリハ、イッソ賣ッテ仕舞ッテ他ノ者ニ回スト云フヤウナ便利ヲ土地所有者ニ與ヘテヤラウ、斯ウ云フコトデ、是ハ所有者ノ任意ニアルコトデスカラ賣リタケレバ賣ル、使ハシテ宜ケレバ使ハセル、是ハ所有權ヲ尊重シタ規定デアリマス

○藤田四郎君 此收用ノ請求權ハ三箇年ノ場合ノトキハ三箇年ノ末マデ行ケルノデセウカ、最初許可ヲ受ケルトキニヤラセルノデスカ

○政府委員(久米金彌君) イッデモ宜イ積リデス、使用地ナレバイツデモ宜イ、例ヘバ五箇年使ッテ居マセウ、サウスレバ五年目デモ宜イ積リデス

○委員長(公爵二條基弘君) 四十三條、御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ四十四條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 四十四條、御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ四十五條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 四十五條御異議ナシ、四十六條……四十六條モ御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ四十七條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○岡田良平君 此土地ノ收用ヲ致シマシテカラニ此土地ヲ使ッテ所ガ又不用ニ歸シタ場合ガアッタトキニハ收用法ノ方デアリマスルト、タシカ前ノ所有者ニ原價ヲ以テ拂戻スコトガ出來ルヤウニナッテ居ッタカト思ヒマスガ、此所デハ矢張り斯ウ云フ譯ニナリマスガ

○政府委員(久米金彌君) 此五十七條ニ「土地收用法第六十六條及第六十七條ノ規定ハ本章ニ依リ收用セラレタル土地ニ之ヲ準用ス」トアリマスカラ御説ノ通りデス
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌ……デハ四十八條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○藤田四郎君 「之ヲ爲シタル者ハ」ト云フノハ、ドウ云フコトデスカ

○政府委員(久米金彌君) 上ノ事ヲ爲シタル者ハト云フコトナシデス、是ハ鑛業法ノ方ニアルノデス、ソレニ倣ッタノデス

○藤田四郎君 鑛業法ヲ一ツ讀ンデ見テ下サイ、ユックリ……

○政府委員(久米金彌君) 鑛業法ノ第六十二條ニ「第五十六條ノ通知ノ後土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、増築若クハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加増置セントストキハ土地所有者又ハ關係人ハ鑛山監督署長ノ許可ヲ受クヘシ」許可ヲ受ケシメテ之ヲ爲シタル者ハ之ニ關スル補償金ヲ請求スルコトヲ得ス」殆ド同ジ文句デス

○藤田四郎君 ソレナラ宜シウゴザイマス

○委員長(公爵二條基弘君) 四十八條、御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ四十九條……四十九條、御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 五十條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○男爵安場末喜君 此補償金ノ額ハ協議デ纏マルトキハ無論ノ話デスガ、協議デ纏マラヌトキハ森林會議カ何カ決メル順序デスカ

○政府委員(久米金彌君) 其通りデス

○委員長(公爵二條基弘君) 五十條、御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナケレバ五十一條、……五十一條、御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 五十二條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○岡田良平君 五十二條ハ無クテモ分ルト思ヒマスガ、無クテハ差支ヘマスカ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ矢張り鑛業法ニ之ト同シヤウナ規定ガゴザイマス、ソレニ倣ヒマシテ是ハ書イテ置ク方ガ宜カラウト思ヒマス

○委員長(公爵二條基弘君) 五十二條モ原案ノ通り御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 五十三條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○宮本小一君 「其ノ他ノ權利ハ」ドウ云フコトデスカ

○政府委員(久米金彌君) 例ヘバ其前ニ使用權ヲ有ッテ居マセウ、其使用權ハ當然消滅シテ仕舞フト云フ意味デス、例ヘバ最初使用シテ居リマスナ、使用權ヲ有ッテ居ル後トカラ收用シマス最初ノ使用權ガ無クナッテ仕舞フト云フ意味ナシデス

○委員長(公爵二條基弘君) 五十三條、御異議ゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナケレバ五十四條
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○男爵安場末喜君 此五十四條ニ「土地ノ原形ニ復シ」トゴザイマスガ、色々土地ヲ使ヒマシテカラ原形ニ復スト云ウタラ大變テ手數ガ掛カルモノデゴザイマセウガ、ドンナ風ナコトニナルノデゴザイマセウカ

○政府委員(久米金彌君) 原形ニ復スルト云フコトハ元ノ通りニスルト云フコトヲ意味スルノデアリマス、原形ニ復スルカ、損害賠償ヲスルカ、此二ツノ中ドツカ便宜ナコトヲヤ

テ返シサヘスレバ宜イト云フノデアリマス

○男爵安場末喜君 分リマシタ

○武井守正君 異議ナシ

○委員長(公爵二條基弘君) 第五十四條、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議が無ケレバ第五十五條

○藤田四郎君 是ハ通常裁判所ニ持ッテ行クノデスナ、三十一條ハ……

○政府委員(久米金彌君) 三十一條ハソレデハゴザイマセヌ、唯ダ先取權、質權が行

ヘルダケデゴザイマス

○藤田四郎君 異議ハゴザイマセヌ

○委員長(公爵二條基弘君) 第五十五條、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 第五十六條

○藤田四郎君 此ハ六十日ハ違法デシタナ、此前ニドツカニ有リマシタネ、此違法ト云フ

ヤツハ……

○政府委員(久米金彌君) 左様デゴザイマス、六十日ニ据置キニナッテ居リマス、唯一

番終ヒ、第一項ノ裁決中補償金又ハ擔保ニ關スルモノニ付不服アル者ハ通常裁判

所ニ出訴スルコトヲ得但シ裁決ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ六十日ヲ經過シタルトキハ此ノ

限ニ在ラス「六十日」ト云フノガ昨日ツイ九十日ニナッテ居ルデスネ

○藤田四郎君 ソレデハ是ハ九十日ヲ致シテハ如何デス、前ノガサウナッテ居ルカラ已ム

ヲ得ヌ、ドウゾ御賛成ヲ願ヒタイ、違法トハ違ヒマスカラネ

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ九十日ニシマスカ

○藤田四郎君 異議ナシ

○委員長(公爵二條基弘君) 其他原案ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌケレバ、第五十七條

○藤田四郎君 異議ハゴザイマセヌ

○委員長(公爵二條基弘君) 第五十七條、御異議ハゴザイマセヌケレバ第五十八條

○辰巳椿太郎君 此五十八條ノ趣意ハ一向私ニ分リマセヌカラ、一應御説明ヲ願ヒ

マス

○政府委員(久米金彌君) 前來規定シテ參リマシタ五十七條マデノ規定ハ主トシテ

土地ノミニ言シテアリマス、所ガ申スマデモゴザイマセヌ、水利ナリ水ノ使用ヲ時アッテ收用

ナリ使用ナリ致サネバナラヌ場合ガアリマス、是ハ例ヘバ材木ヲ流シマス場合ニ、水ノ使

用ガアリマスカラ、土地ノミニ限リマス困リマスカラ、水面ナリ水利ナリニ付イテ使用ノ

權利ガアリマスカラ、其權利ヲ總テ行カウト云フ斯ウ云フノデアリマス

○辰巳椿太郎君 成ルホド……

○武井守正君 異議ナシ

○奥山政敬君 異議ナシ

○委員長(公爵二條基弘君) 第五十八條、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ第五十九條

○藤田四郎君 異議ハゴザイマセヌ

○武井守正君 チョット……流水スルヤウナ場合ガアリマスカ

○政府委員(久米金彌君) 殆ド無カラウト思ヒマス、例ヘバ堰デスナ……

○武井守正君 多摩川上水、アレマデハ筏ヲ流スコトヲ許サズシテ、堰ヲ越エテ初メテ

許スコトデスナ

○政府委員(久米金彌君) ハイ、サウ云フ場合ニハ仕方ガアリマセヌ

○宮本小一君 此五十九條デスネ、此五十九條「工作物ノ使用、變更又ハ除却ニ

因リテ損害ヲ生スヘキトキハ補償金ノ拂渡ヲ爲スヘシ」トアルガ「生スヘキトキハ」ト云フ

ト、マダ未來ノヤウデアリマスガ是ハ「生シタトキ」ノ間違ラシイ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ矢張り誤リデハナイノデ、此意味ナノデゴザイマス、詰

リ斯ウ云フモノデゴザイマスカラ、例ヘバ堰ノ如キモノモ秋田ガ濟ンデ仕舞ッタモノハ除却シ

マシテモ損害ハ無イノデ、サウ云フ時ハ這入ラヌノデ、事實損害ヲ受ケルトキハト云フ意

味デアリマス、生ジタ場合ト、生ジナイ場合トノ二ツガアリマスカラ、其生ズベキ所ニ……

○宮本小一君 「生スヘキトキ」ト云フハ未來デスネ

○政府委員(久米金彌君) 左様デゴザイマス、ドウシテモ是ハ前拂ニナルカ、然ラズン

ハ供託スルコトガ出來ナイデ困ル、作り放シニシテ仕舞ッテハ困ル

○藤田四郎君 サウスルト、「豫メ」ト云フ字ガ這入ッタ方が能ク分リマスネ

○政府委員(久米金彌君) 「豫メ」ト云フ意味ナノデアリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 「ドウカ御一人ツ、發言ヲ願ヒマス

○政府委員(久米金彌君) 「豫メ」ハ無クテモ宜イノデアリマス、此五十九條ノ三項ニ

「前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス」トアリマスカラ……ソレニチヤント書イデアリマスカラ、矢

張り是ハ相談シナクテハイケナイノデス、是ハ相談シマシテ堰ノ持主ガ有レバ其人ノ同意

ヲ得ルトカスルノデアリマスカラ一向差支ナイノデ……

○岡田良平君 サウスルト、是ハ豫メ補償金ヲ供託スルト云フ箇條ヲコ、ニ設ケタノ

デ……

○政府委員(久米金彌君) 其通りデアリマス

○岡田良平君 ソレナラバ「生スヘキトキハ」ト云フコトハ「豫メ」ノ言葉ヲ用井ズシテ直シ

テハ……

○政府委員(久米金彌君) 直シテモ強ヒテ異存ハゴザイマセヌカラ、何か一ツ御修正

ヲ……

(速記中止)

○委員長(公爵二條基弘君) 第五十九條御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議が無ケレバ第六十條

○藤田四郎君 是ハドウ云フノデスカ、六十條ハ……

○政府委員(久米金彌君) 是ハモウ大抵御覽ノ通り詰リ後流シナリ管流シナリヲ致シマス場合ニ時アッテハ沿岸ノ土地ヲ使ヒマス、他人ノ所有地ニ立入ラネバナラヌ必要ガアルデス、材木ガドカニ引掛テ仕舞タトキハ其人ノ土地ニ這入り、川ニ這入ッテ引張り出ストカニ云フヤウナ場合ヲ想像シタノデアリマス

○藤田四郎君 是ハ此案ノ中ニ有リマスカ、莖蕪版刷ノ中ニ……

○政府委員(久米金彌君) ゴザイマス

○藤田四郎君 是ハ果シテ普通其人ノ山トカ何トカニ這入ルノハ宜イガ、垣根ノ有ル中ニ這入ルモノモ此中ニ這入リマスナ

○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通り垣根ノ中ニ……材木ナドヲ流ス場合ニ筏ガヒッ付イテ居ルトカニ云フ時ガアルデス

○藤田四郎君 先ツゴザイマセヌガ、木ガ留ッテ居ルト云フコトガゴザイマセウ、サウ云フ時ニ人ノ家(構ハズニ這入ッテ來ルカ

○政府委員(久米金彌君) 這入ルト困ルカラ此但書ガアリマス

○藤田四郎君 ソレデスカラ六十一條ニ書イテアルカラ六十一條デサウ云フ取締ガ出來レバ宜イグラウト思フノデ、エライ極端ナコトヲ言ヒマスガ、其點ヲ能ク御締リラシテ貰ヒタイ

○政府委員(久米金彌君) 成ルホド分リマシタ、ドチラデモ宜シウゴザイマス

○藤田四郎君 流ス方ハ川デスカラ宜シウゴザイマスガ、人ノ所ヘ默ッテ這入ルコトモ出來ルクレデバ棒モゴマカシテ這入ルコトモ出來ル、斯ウ云ウ場合モ起ル

○政府委員(久米金彌君) 能ク規定ノ方ニ書キマセウ

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ六十條ハ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 六十一條

○岡田眞平君 六十一條ハドウ云フコトヲ規定スルノデアリマスカ、唯ダ漠タル規定デ、ドンナコトモ命令デ行ケルヤウデアリマスガ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ御尤デゴザイマスガ、過日藤田サンカラ若シ命令案ノ案文デモアレバ見セヌカト云フ御話ガゴザイマシテ、實ハ皆サンニ御覽ニ入レテアリマスガ、併シ是トモ眞ノ眞ノ未定稿デアリマスカラ必ズ此通りナルトコロデハゴザイマセヌ、大ニ、變ラウト思ヒマスガ、茲ニ可ナリ長イ十五條ホドノ勅令案ガゴザイマス、十五條ホドアリマスカラ色ミナ事項ガアリマス

○岡田眞平君 ソレハ拜見イタシマシタガ、此箇條ハ他ノコトデモ法律デ規定シナケレバナラヌヤウナ事柄デモ矢張り六十一條ニ依ッテ規定ガ出來ルヤウニ見エマスガ

○政府委員(久米金彌君) 實ハ後流シナリ管流シニ付キマシテハ隨分日本ニハ舊慣ガ澤山アリマス、其舊慣ハ地方ニ依ッテ區々ニナッテ居リマスノデ、成ルベク實際ニ於テ一面ニ於テハ舊來ノ慣行ヲ尊重シ、一ハ林業者ノ便利ヲ圖ラウト云フノデアリマスカラ、成ルベク一率ニ出來ルヤウニ致シマスガ、餘リ法律ニ書イテ見マス、一率ニシテ見マス、却ッテ實際ニ不適當ナモノガ出來ヤシナイカト考ヘマスカラ、或ルベク命令ニシヤウト云フ考デアリマス

(速記中止)

○委員長(公爵二條基弘君) 六十一條ハアトデマア修正ヲスルト云フコトデ六十二條ニ移リマス、六十二條、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ガゴザイマセヌケレバ、第五章六十三條

○藤田四郎君 此三項ニ「森林產物運搬」ト云フコトガアル、是ハ讀ミニクイヤウデスガ、何カ巧イ工合ハナイデスカ、森林ノ產物運搬トカ、森林產物ノ運搬トカ……

○政府委員(久米金彌君) ドチラデモ宜シウゴザイマス、森林產物ノ運搬ト云フ方ガ宜イカモ知レマセヌ

○委員長(公爵二條基弘君) 第三項「森林產物」ト「ノ」フ字ヲ入レテ跡ハ總テ御異議ハゴザイマセヌネ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 六十四條

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 六十五條、御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ガ無ケレバ六十六條

○藤田四郎君 所有ト云フヤウハ何カ制限ガアリマシタカネ

○政府委員(久米金彌君) 是デ宜シイと思ヒマス

○岡田眞平君 森基ヲ所有スル者ト云フノト、所有者ト云フノトハ、ドウ違ヒマスカ

○政府委員(久米金彌君) 一向違ヒマセヌ

○藤田四郎君 森基所有者ト云フト大分廣イ言葉ニナッテ來マスネ

○政府委員(久米金彌君) 廣イ譯デハゴザイマセヌガ、此關係ニ於キマシテハ地上權ヲ有ッテ居ル者ヲ森林所有者ト看テ仕舞ヒマスカラ……

○藤田四郎君 サウスルト森林所有者ト云フ字ヲ書カレ、ハ所有權ヲ有ッテ居ル者ダケニナリマスガ

○政府委員(久米金彌君) 成ルホド……

○藤田四郎君 森林ヲ所有スル者ト云フヲ森林所有ニ限ルトカ何トカ……

○武井守正君 是ハ跡回シニシテ進ンデ戴キタイ

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ是ハ後ニ回シマシテ六十七條

○藤田四郎君 是ハ政府ヤ御料ハ這入リマセヌネ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ六十八條ノ方デ大體決マッテ居リマス、其邊ハ命令デ定メル

○委員長(公爵二條基弘君) 六十八條モ束ネテ問題ニシマス

○政府委員(久米金彌君) 政府ヤ御料局ガ森林組合ニ這入ル必要ハ事實ニ於テナイ、ソレハ除外サレテ居ル、併シ萬一ノ時ヲ慮ッテ免ニ角、此法規テ除外スルト云フコトハ止メマシテ、命令ノ方ヘ譲ッテ行カウ、斯ウ云フ意味デアリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 六十七條、六十八條、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公費二條基弘君) 御異議が無ければ六十九條

○岡田眞平君 六十九條ノ第二項「前項ノ外定款ニ定ムルコトヲ要スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」是ハドンナコトデアリマスカ

○政府委員(久米金彌君) ソレモタシカ御注文ニ應ジテ差上ゲテ置キマシタノデアリマスガ、勅令ヲ決メベキ事項ハ組合員資格ノ規定……

○岡田眞平君 ソレガ分テ居レバ、ナセ書カヌデアリマスカ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ書イテモ差支ナイノデスガ、法律ノ方デハ組合ノ本體、竝ニ成立ノ大要デケヲ書イテ置ケバ宜シイ、成ルベク細カニ規定ハ命令ニスル方ガ宜シイト云フ御話モゴザイマシタ、法律モ長クナリマスノデ命令ニ依リマシテモ差支ナク、又他ノ法令ニモ折々斯ウ云フ例ガアリマス、サウ云フコトカラ全部命令ニ致シマシタ

○岡田眞平君 公益法人ナドヲ定款ニ規定スルニハ大抵此所ニ書イテアルハツツバカリノコトガ書イテアル、其他ノ事ハ法律ニモ勅令ニモ何ニモ規定シテナイノデスナ

○政府委員(久米金彌君) 丁度同業組合ナドニハ……

○岡田眞平君 是非規定シナケレバナラヌコトハ法律ニ書イテ置クノガ當然デハナイカト思フ

○政府委員(久米金彌君) 當然ト申セバ當然、苟モ組合ノヤウナモノガ出來レバ組合ノ規定ト云フヤウナモノガ出來マスカラ、確ニ法律ニ書カナクテモ勅令ニ依リマシテ定款ニ譲リマシテ一向差支ナイ

○藤田四郎君 茲デ問ウテモ跡デモ宜シイノデアリマスガ、費用ノ出シ工合デアリマスガ、定款ヲ決メルノカ知リマセヌガ、拂ハヌトキノ方法ハドウナリマスカ、此法ニアリマスガ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ此本法ノ方ニハ無いノデゴザイマスカラ、其邊ハ矢張り定款ヲ以テ過怠金ヲ出セトカ違約ノ場合ハドウスルトカ云フコトヲ決メマス

○藤田四郎君 是ハ年中苦ム問題デアリマスガ、實際他ノ方法ガアルカ知レマセヌガ、例ヘバ拂ハナイトキハ過怠金ヲ取ラレル、翌年モ拂ハナイ、又過怠金ト云フコトニナリマスガ、是ハ隨分農商務省デモ御困リニナッタコト、思ヒマスガ、御見込ハドンナ工合デアリマセウカ、僅カバカリ持ッテ居ルノハ費用モ出スノハ少ナイト思ヒマスガ、面積ニ依ッテ出サレデモ困ル所モアリマセウ、頭割リデモ細民ガ又困ルト云フコトモアラウ

○政府委員(久米金彌君) ドウモ是ハ困ルノデアリマスガ、兎ニ角此法律ノ上カラ行キマスト全ク銘々ノ申合セニ依ルト云フ仕組ニナッテ居ル、ソレ以上ノ手段ハ採レヌト云フコトニナッテ居リマス

○藤田四郎君 這入ルトキハ三分ノ一ト云フノデ、面積ノ方カラ大キナモノハ這入レヌト云フコトハ出來ルノデアリマスガ、出來テ仕舞ツタ上ハ面積デナイ、決議權ハ頭マ數デ來ルニ違ヒナイ、サウスルト初メ這入ッテ跡デ出ヤウト云フコトハ出來ナイニ違ヒナイト

思ヒマス、餘程ソレハ御獎勵ナサレ上ニ於テ人爲的デ行ケバ宜シイガ、斯ウ云フ法律ガ出來レバ人爲デ出來テ來ルト頭マデ這入ッテ居ル者ハ出ルトハ出來ヌト云フコトニナルト、ナカノ地方ハ納ラヌカラ先ヅ義務的ニ、頭ラ分ノ多ク持ッテ居ル者ガ這入ル、這

入ッタ以上ハ死ヌ外ニ脱退スルコトハ出來ヌ、斯ウ云フコトニナッテ來ルト困ルトハナイダラウカト云フ懸念デス

○政府委員(久米金彌君) ソレハ御尤モデゴザイマスガ、兎ニ角六十四條ヲ營利ヲ目的トセザル社團法人トゴザイマスカラ、ソレニ持ッテ行ッテ強制シテヤル權能ヲヤルノハエラクハナイカト云フノデ審議ノ結果、權能ヲヤルコトハ止メタノデアリマス

○藤田四郎君 サウスルト六十四條ノ御精神ト云フモノハ能ク出來テ居ルモノト思ッテ居ルガ、組合ノ爲スベキ範圍ハ制限ヲシテ居ル、是ハ公益ノ方ガ主ニナッテ居ルヤウデ餘ホド宜イヤウニナッテ居リマスガ、今ノヤウナ場合ニ富者ガ……地主ガ困ル場合ガアラウト思ヒマスガ、……

○政府委員(久米金彌君) ソレハ仕方ガナイ、仕方ガナイト云フコトハドウカト云フト法律デ……

○藤田四郎君 民法ニ依ルト普通五箇年間ト云フモノヲ過ギレバ隨意解散ガ出來ルノデアリマスナ、普通ノ民法ノ財團ト云フモノハ、ソレガ適用ガ出來レバ宜イト思フガ、アレハ山林ノ共有ノ場合カ何カニハ民法ノ財團ハ適用セヌノデスカ、是ハ民法ノ財團法トカ社團法ヲ適用シテ五箇年間經ツタラ脱退ガ出來ルヤウニナレバ宜イ、一旦立ッタ以上ハ永世デ、第一項カラ第六項マデ是ハ目的ハ容易ニ出來ルモノデハナイ、村ナドデ言ヘバ永代デ五十年、百年ニ互ルモノデ一旦立ッタ以上ハ大地主ハ脱ケルコトハ出來ヌト云フ懸念ガアル

○政府委員(久米金彌君) 其趣意デアリマス

○藤田四郎君 其趣意デアリマセウ、五年クラ井デ脱退ガ出來ル道ガ出來レバ宜イト思フノデス

○政府委員(久米金彌君) ソレハ定款ニ決メテ行クコトデス

○藤田四郎君 定款ヲ決メテ行クコトデアリマスガ、其御趣意ヲ以テヤッテ行クコトガ出來レバ大變宜イト思ヒマス

○政府委員(久米金彌君) 成ルホドソレハ強制的ニ必ズ斯ウセヨト云フコトハ出來マセヌガ、何レ斯ウ云フコトヲ決メル以上ハ模範定款ト云フモノヲ農商務省ガ作ッテ模範定款ニ斯ウ云フコトヲ書ケ、ア、云フコトヲ書ケト云フコトヲ示ス積リデアリマス

○藤田四郎君 ソレハ私ハ載セテ吳レトハ言ハヌガ、御獎勵モ必要デアルデセウ、又同時ニ困ル點ガアラウト思ヒマス、其所ハ御注意ヲ願ッテ置キタイ

○政府委員(久米金彌君) 能ク分リマシタ、其邊ハ能ク注意イタシマセウ

○委員長(公費二條基弘君) 六十九條ハ原案通り御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公費二條基弘君) 第七十條

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公費二條基弘君) 御異議が無ければ七十一條

〔異議ナシト呼フ者アリ〕 御異議が無ければ七十二條

○委員長(公費二條基弘君) 此七十二條ノ二項ニ「監督官廳ハ何時ニテモ組合ノ事業ニ關スル

報告ヲ徴シ、事業ニ付認可ヲ受ケシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ「云々、此「事業ニ付認可ヲ受ケシメ」ト茲ニ掲ゲテアリマスガ、此森林組合ト云フモノヲ設ケルニ付イテハ定款ト云フモノヲ定メ、又六十九條ニ於テ定款ニハ目的及事業ト云フモノガ第一號ニ出テ居リマス、サウスルト此事業ト云フモノハ何ヲヤルト云フコトヲ豫メ地方長官ノ認可ヲ受ケナケレバ森林組合ト云フモノハ根本カラ成立タヌモノデアレバ茲ニ事業ニ付認可ヲ受ケシメルト云フ實際ノ必要ガ起ルノデゴザイマセウカ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ申スマデモゴザイマセヌ、最初ニ書キマシテ定款ノ事業ト云フモノハ事業ノ大體ヲ書キマシテ、例ヘバ林道ヲ敷設スルトカ、或ハ番人ヲ置クトカ、其組合組合ニ依リマシテ事業ノ大體ヲ報告サセルノデ、林道ヲ斯ウ付ケルトカ、如何ナル種類ノ林道ヲ付ケルトカ或ハ機關車ヲ使フホドノ軌道ヲ引張ルト云フ必要ノアル場合ニハ認可ヲ受ケサセルノデゴザイマス

○藤田四郎君 第二項ノ方ハ「其」ノ字無シニ、「ボツ」デ宜イノデスナ

○政府委員(久米金彌君) 宜イ積リデスガネ

○藤田四郎君 別ニ爭フコトデハナイガ、斯ウ云フ例ハ日本ニハ見ナイヤウデスガ、如何デスカ

○奥山政敬君 餘リニ「ボツ」ヲ使ツタ例ハ無イヤウデゴザイマス、是ハチット新シイ例ノヤウデ……

○藤田四郎君 新シイノデスカラ疑ガ起ルノデスガ、何カ是マデ日本デ使ツテ居ルト云フコトナラ何モ議論ハ無イノデス、多クハ斯ウ云フ場合ニハ「又ハ」トカ「若ハ」トカ云フ字ヲ使ツテアルト思フ、ソレモ怪シイ字デケレドモ……

○政府委員(久米金彌君) ソレハ如何様デモ宜シイノデゴザイマス

○藤田四郎君 イ、ヤ、其様ナコトデハナイ、何カ據ル所ガ有ルトカ無イトカ云フコトヲ確メテ置カストイケマセヌカ……

○委員長(公喬二條基弘君) 其コトハ跡デ調べテ貰ッテハドウデス

○藤田四郎君 ソレデモ宜シウゴザイマス

○委員長(公喬二條基弘君) ソレデハ是ハアトニシマシテ、第七十二條

○藤田四郎君 アトノ方デハ是デ宜イヤウニ思ヘマスナ、是ハ前ノトハ違ヒマスナ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公喬二條基弘君) 七十三條御異議ガゴザイマセヌケレバ第七十四條

○政府委員(久米金彌君) チョット申シマスガ、此七十四條ノ第一項ニアル「監督官廳」ト云フ五字ハ衍字デアリマスカラ、御消シテ願ヒマス

○藤田四郎君 是ハ何所ヘ持ッテ行クノデスカ、矢張り裁判所ヘ持ッテ行クノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 左様デゴザイマス

○藤田四郎君 是マデモ斯ウナッテ居ルノデゴザイマスガ、一圓以上百圓以下ト云フノハ……

○政府委員(久米金彌君) ソレハ各々物ニモ依リマスガ、随分二圓以上百圓以下ト云フヤウナ例ハアリマス、タシカ民法モサウデアッタト思ヒマス

○宮本小一君 私モ御尋ネシヤウト思ヒマシタガ、一圓カラ百圓マデト云フノハ餘リ開

キガ強イヤウデアリマスガ、何カ斯ウ云フ例ガアリマスナ

○政府委員(久米金彌君) 民法ノ八十三條ニ五圓以上五百圓以下ト云フ例ガアルヤウニ覺エテ居リマス

○委員長(公喬二條基弘君) 第七十四條、御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公喬二條基弘君) 御異議ガ無ケレバ第七十五條

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公喬二條基弘君) 無ケレバ第七十六條

○政府委員(久米金彌君) 此條ニ正誤ガゴザイマス、二號ノ所ニ届出タル「記號印章」トアリマスガ、其「ハ」ノ字ヲ「ト」ノ字ニ御改メテ願ヒマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公喬二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌネ

○藤田四郎君 現行法ニハ「他人ノ記號又ハ印章」云々トアリマスナ

○政府委員(久米金彌君) ハイ

○藤田四郎君 ソレハ何所ヘ入リマス

○政府委員(久米金彌君) ソレハ詰リ此二號ノ中ニ入リマス

○藤田四郎君 此二號ノ中デ概括シテアルノデゴザイマスナ

○政府委員(久米金彌君) 左様デゴザイマス

○藤田四郎君 是ハ何デスナ、届出ナイモノヲ使ツタ罰ト、ソレカラ他人ノモノヲ使ツタ罰トハ自ラ其制裁ニ違ヒガアル筈ダト思ヒマスガ、其制裁ハドウ云フコトニナッテ居リマセウカ、ツイ届出ナシト云フヤウナモノガ有リサウニ思ヒマスカラ、故意ニ人ノ印章ヲ使ツタト云フモノノ罪トハ餘ホド輕重ガアラウト思ヒマス

○政府委員(久米金彌君) ソレハ百條ヲ御覽ヲ願ヒマス、ソレカラ百三條ヲ……其百條ノ中ニ、七十六條ノ二號又ハ三號ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處スルト云フコトガアリマス、ソレカラ百三條ノ方ニハ、第七十六條ノ第一號、第四號、或ハ第五號ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處スト云フコトニナッテ居リマス、デ二號三號ダケノモノハ比較的重クナッテ居ルノデゴザイマス

○藤田四郎君 ソレガデス、少シ罰例ノ上デドウ云フモノカ私ニハ分リマセヌガ、自分ノ物ヲ届出デナイト、ソレカラ人ノ物ヲ故意デヤッタト云フノハ餘ホド違フト思ヒマス、前ノニハ其點ニ區別ガシテアルヤウデスガ……

○政府委員(久米金彌君) サウデス

○藤田四郎君 ソレデスカラ其所ハ法律上ドウ云フモノデゴザイマセウカ、中ニハ届出ナシト云フノハ、唯此「テ濟ム」ト云フ場合モアルダラウト思ヒマス、科料ニモ處セズ罰金ニモセズ……然ルニ人ノ物ヲ故意ニ使ツタト云フ方ニナルト餘ホド事態ガ重クナリマスカラ、此一號ナリ二號ナリ何所カデ書キ分ケテ置ク方ガ宜カラウト思ヒマス

○政府委員(久米金彌君) 此二號ノ方ハ人ガ居ケタ物ト類似ノ記號印章ヲ使用スルコトデアリマスカラ、餘ホド惡イ意味ガアル、少クモ胡麻化サウト云フ意味ガアル場合デゴザイマスカラ、罰金ニ處スルノデゴザイマス

○藤田四郎君 サウスルト是ハ他人ノ分ダケデアリマスカ
○政府委員(久米金彌君) 左様デゴザイマス、前號ニ依ッテ居出タ他人ノ物ヲ胡麻化シテ自分ノ物ニシテ出サウト云フノデアリマスカ、餘ホド罪ガ重イ、一號ノ方ハ全ク届出ナンドト云フダケデアリマスカ、是ハ御説ノ通り輕重ノ差ガアルノデゴザイマス

○藤田四郎君 此書キ方デ他人ノト云フコトガ分リマスカネ

○政府委員(久米金彌君) 無論ダラウト思ヒマス

○政府委員(久米金彌君) ソレハ無論ダラウト思ヒマス、同一若クハ類似ノモノヲ自分ガト云フコトハナイ答デアリマスカ

○藤田四郎君 宜シウゴザイマス

○委員長(公爵二條基弘君) 七十六條、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ七十七條

○政府委員(久米金彌君) 正誤ガアリマス「認ムルトキ」ボツ「トゴザイマス」ハ「ハ」ノ間違ヒデゴザイマス、ソレカラモウ「ツ」森林官吏、警察官吏又ハ犯罪捜査ニ付キ「ト云フ」字ハ餘計ナ字デアリマスカ御消シテ願ヒマス

○藤田四郎君 「手板、帳簿及器具」トアリマスガ、是レキリアリマセヌカ、現行法ニハ「等」ト云フ字ガ付イテ居リマスガ、無ケレバ殊更ニ曖昧ナ字ヲ置クニハ及バヌデスガ……

○政府委員(久米金彌君) 重モナルモノハ是ダケデ、此以外ニ及バウト云フ必要ハアリマセヌデスナ

○藤田四郎君 此關係上カラ外ノモノニモ調ベテ行カヌナラヌト云フコトハアリマスマイカ

○政府委員(久米金彌君) 手板帳簿ト器具デアリマスカ、外ニハ大體ゴザイマセヌナ

○藤田四郎君 無ケレバ宜シイノデス

○委員長(公爵二條基弘君) 七十七條、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ七十八條

○藤田四郎君 七十八條ノ罰例ハドウナリマスカ

○政府委員(久米金彌君) チョット御待チ下サイ、七十八條ノ「森林又ハ之ニ接近スル」ノ「スル」ハ「セル」ニ御直シテ願ヒタイ、ソレカラ今ノ七十八條ニ對スル制裁ハ百二條ヲ御覽ヲ願ヒタイ「第七十八條又ハ第七十九條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス」因テ他人ノ森林ヲ燒燬シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス云々

○藤田四郎君 私ハ斯ウ云フコトハ能ク分リマセヌガ、現行ノ法律デモ矢張り斯ウ云フヤウニナッテ居ルヤウデアリマスガ、實際行ハレテ居ルノハ許可ヲ受ケテ居リマセヌガ、今日ハ受ケテ居ル所ガアリマスカ知リマセヌガ、私ドモ親シク目撃シタル所デハ唯警察ヘ知ラセテ、火ヲ附ケテカラ知ラセルナドト云フコトニナッテ居リマスガ、此條ガ新ニ出來テ之ヲ實行シテ行カウト云フコトニナレバ、地方デハ餘ホド面倒ニナラウト思ヒマス、現行ノ法律ニ

モアルコトデアリマスカ、法文ヲ惡ルイトハ申シマセヌガ、實際ハサウヤツテ居ル、現ニ私ノ知ラテ居ル郷里ナドデハ……

○政府委員(久米金彌君) 随分、骨ガ折レマスノデス、廣イ所デ目ガ届カヌモノデスカ、ツイ人民ガヤルンデスナ、ケレドモ斯ノ如キコトハ成ルベク免許ヲ受ケサセテ、ヤラセルヤウニシタル方ガ宜カラウト思ヒマスガ實際困難デス

○藤田四郎君 告訴告發ハ要ラヌノデスカ誰デモ憎シデ居ルト云フ奴デモアルト知ラセテ行ケバ警察デハ拾テ、置クト云フ譯ニハ行カナイ、是ハ何カモチット柔カニ行ケルモノナラ宜シウゴザイマスガ、實際現行ノ法律モ、有ッテ行ハズニ居ルノデスカ其心持デヤレバ宜シイノデスガ……

○政府委員(久米金彌君) 精々取締ラヌト困リマスカ

○藤田四郎君 樹ヲ植エタリスル場合ニハ皆ヤルデセウ、ソレカラ炭燒ハ之ニ這入リマスカ

○政府委員(久米金彌君) 炭燒ハ之ニ這入リマセヌ、炭ヲ保安林デ燒クヤウナコトハアリマセヌ

○藤田四郎君 届出ハドウデスカ

○政府委員(久米金彌君) 届出ハ要リマセヌ

○委員長(公爵二條基弘君) 七十八條、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ七十九條

○武井守正君 防火ノ設備ハ(聽取リ難シ)是デ今直ニ行ハレナイデセウガ、ドンナコトヲサセルノデアリマスカ

○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通り必要ナ場合ニハ火道ヲ開ケテ置クトカ云フコトヲ致サネバナラヌノデアリマス、是ハ現行ニモ豫メ防火ノ設備ヲ爲スト云フコトガアリマスガ、ナカク、實ハ御話ノ通り行ハレナイデアリマス

○武井守正君 異議ナシ

○委員長(公爵二條基弘君) 七十九條、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 八十條

○子爵平松時厚君 八十條ノ害蟲ヲ驅除スルニ付イテハ地方官ニ届ケモセズニ勝手ニスル、勝手ニスルニシテ置ケバ蔓延スルノ虞ガアルカト思ヒマスガ、斯ウ云フコトハ一體サウ云フモノガ發生シタルハ速ニ地方官ヘ届ケルトカ何トカ云フコトハ要ラヌノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 其邊ノ手續ハ要リマスガ、寧ロ此法律以外ニ施行細則デヤル積リデアリマス

○藤田四郎君 此罰ハドウナッテ居リマスカ

○政府委員(久米金彌君) 別ニ法律ノ上ニ罰ヲ付ケマセヌノデゴザイマス、必要ガアレバ命令デ付クルコトニ致シマス

○委員長(公爵二條基弘君) 八十條、御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ツレハ八十一條

○政府委員(久米金彌君) 八十一條ニ正誤ガゴザイマス、三項ニナッテ居リマス、一地方官自ラ「ト云フ上ニ」但シ「ノ」二字ヲ付ケマシテ「森林所有者ノ負擔トス但シ地方長官自ラ」云々トナリマス

○藤田四郎君 行政執行法第六條ノ規定矢張り此徴収法ニ據ルンデスカ

○政府委員(久米金彌君) 結局コレハサウナリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 八十一條、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵二條基弘君) 八十二條

○藤田四郎君 害蟲驅除豫防法七條、八條ヲ讀シテ見テ下サイ

○政府委員(久米金彌君) 第七條 驅除豫防ノ必要ヨリ生シタル損害ニ對シ被害者ハ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第八條 土地所有者、管理者又ハ使用者ハ官吏及其指揮ヲ受クル者ノ其ノ地ニ入リ驅除豫防ニ從事スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

○藤田四郎君 異議ゴザイマセヌ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議アリマセヌ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵二條基弘君) 第七章第八十三條

○藤田四郎君 是ハタシカ罰ガ外ニモ關係ガアルデウケレドモ、免モ角コ、デ「二年」ヲ「一年」ニ致シテ置キタイ、是マデノ現行法モ二年ニナッテ居リマスカラ、若シツレガ其結果トシテ、アトデ鈞合ガ惡ルケレバ直シマス

○子爵平松時厚君 是ハドウ云フ譯テ三年ニナッテアスカ

○政府委員(久米金彌君) ツレハ全ク此他ノ條ト鈞合カラ來マシテ修正デ實ハアルノデゴザイマスガ、八十七條ニ森林竊盜ノ贓物ナルコトヲ知リテ之ヲ受ケ又ハ寄藏、故買シ若ハ牙保ヲ爲シタル者ハ一年以上三年以下ト云フコトデ二年ニナッテ居リマス、ツ

コデ此例カラ行キマスト云フト、取ツタ奴ガ二年ハ少シ低過ルト云フ所カラ二年ニ致シマシテ、ツレデ現行法ハ八十七條ニアルヤツハ三年ニ矢張りナッテ居リマス、現行法デ寄藏若クハ牙保ガ三年デアッテサウシテ森林竊盜ノ方ガ二年デアリマシテハ少シ鈞合ガ惡ル

イカラ二年ニシタラ宜カラウト云フノデ直リマシタ

○委員長(公爵二條基弘君) 八十三條 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナケレバ八十四條

○政府委員(久米金彌君) 三號「石炭」トゴザイマスノハ「石灰」デゴザイマスカラ正誤...

○辰巳椿太郎君 第八十四條ノ五號カラ十號マデハ行爲情狀ガ重イカラ第八十三

條ニ於ケル行爲ヲ爲シタモノデモ五號カラ十號マデノ間ニ於ケル各號ノ一ツニ當ルモノハ重イ條ニ依ッテ處斷スルト云フ意味デスナ

○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通り、詰リ是ノ五號ナリ六號ナリノ總テ當リマス

分ハ、前ニ書イテアル二月以上、三年以下ニナリマス、是ハ現行法モ是デアリマス

○辰巳椿太郎君 サウスルト八十三條ノ詰リ第五號カラ十號マデノ各號ニ當ラヌ普通ノモノデモ、一號カラ四號マデノ行爲ヲ爲シタモノハ重イ方デ問ハレデスカ

○政府委員(久米金彌君) 左様デゴザイマス

○辰巳椿太郎君 サウスルト五號カラ十號マデ情狀ノ重イノヲ一緒ニ連ネルノハ不穩當ノヤウニ考ヘマス

○政府委員(久米金彌君) 御説デハゴザイマスガ、五號ガ書イテ無イト保安林ヲ侵シテモ八十三條デ問フ外無イ...ツレカラ一カラ四マデハ是ハ別ノ話デゴザイマスカラハ十三條ニハ這入ッテ居ラヌデアリマス

○辰巳椿太郎君 此保安林ニ於テ一カラ四マデノコトヲ行フト云フト、尙又此八十四條ノ正條ノ一項ヨリ重イ罪ヲ科セヌケレバナラヌデアスネ

○政府委員(久米金彌君) 御趣意ガ能ク分リマセヌガ...

○辰巳椿太郎君 五號カラ十號マデノ各號ノ一ニ當ルモノハ其行爲ノ性狀ガ重イカラ八十三條ノ行爲ヲ犯シタ者ト雖モ、尙ホ此八十四條ノ第一項ノ即チ重イ方ニ依ッテ處斷セラル、意味デスナ

○政府委員(久米金彌君) 左様

○辰巳椿太郎君 若シ然ラバ一號ヨリ四號マデノ行爲ハ即チ情狀ノ重カラザル八十三條ノモノデ此行爲ヲ犯シテモ詰リ八十四條ノ重イ刑ニ問ハレハアルカラ、況ヤ第五號ノ保安林カラ以下十號マデノ間ノ行爲ヲヤッタ場合ニハ尙ホ普通ヨリ重イ罪ニ問ハネ

バナラヌダラウ

○政府委員(久米金彌君) 成ルホド御趣意ノ通り順送りニ舉ゲタカラ、サウ云フ風ニ讀マレマスガ、ツレマデ順送りニセヌデモ宜カラウト云フデアリマス、現行ガ大體此様ニナッテ居リマスルカラ改正ノ際デモ殊更ニサウ云フコトヲ分ケルコトハ致シマセヌ

○藤田四郎君 此現行ニモアルノダガ「林產物採取ノ權利ヲ行使スルニ際シ其罪ヲ犯シタルトキ」トアリマス、是ハ斯ウシテ置クト取締上便利デアリマセウガ實際可哀サウナ場合アリハシマスマイカ、八ノ「森林保護ノ義務ヲ有スル者」ト云フノハモウ少シ他ノモノカラ見テシタラ宜カラウト思ヒマスガ、謂ハユル是ハ看守盜ト云フヤウナ形ノモノデセウト思ヒマス

○政府委員(久米金彌君) ツレモ御説デゴザイマスガ、現行法ガ矢張り是ニナッテ居ルデアス

○藤田四郎君 現行法ハ十アリマスガ

○政府委員(久米金彌君) 少シ變ッテ居リマスガ、御話ノ六其他ハ似テ居リマス

○林產物採取ノ權利ヲ行使スルニ際シ其罪ヲ犯シタルトキ「トナッテ居リマス

○藤田四郎君 現行ハ九ツデスカ一ツ殖エテ居ル

○政府委員(久米金彌君) サウス、ツレカラ八モ略、同ジデアリマス、八「契約ニ依リ森林保護ノ義務ヲ有スル者」ノ罪ヲ犯シタルトキ「トアリマス

○藤田四郎君 是ハドウデゴザイマセウ、既ニ現行ニアリマスカラ強ヒテ言フデアアリマセヌガ、鈞合ヲ言フトハ八ナドハ多少逆サマニナリハシマスマイカ、六ナドハチヨット中ニ

ハ可哀サウナ場合モ出來テ來ルト思ヒマス、非常ナツルイ奴モアリマセウケレドモ、從テ非常ナ可哀サウナ奴モ出マセウ、ハノ方ハ餘ホド質ガ惡ルイノデス

○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通りデスケレドモ、六ノ如キハ林産物ノ採取テ下草サヘ取レバ宜イモノヲ下草ノ他ニ上ノ物ヲ持ッテ行クト云フ憂ガ餘計アリマス

○藤田四郎君 異議アリマセウ

○宮本小一君 今、心付イタデスガ、八十四條ノ二月以上三年以下ノ重禁錮トアッテ、前ノ八十三條ニハ三年以下ノ重禁錮トアリマシテ、二月以上ト云フコトが無イノハ、ドウ云フ譯デスカ

○政府委員(久米金彌君) 御尤モナ御尋ネデスガ、刑法ノ方ニ禁錮ハ十一日以上ト云フコトニナッテ居リマスカラ……

○宮本小一君 サウスルト、アトノ二月以上トアルノハドウ云フ譯デス

○政府委員(久米金彌君) 是ハ二月以上ト下ダシテハ、イカナイト云フ所デ、斯ウ書イタノデアリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公曾二條基弘君) 八十四條ニ御異議ガゴザイマセヌケレバ、八十五條

○奥山政敬君 此八十五條ハ少シ民法ノ原則ニ背イテ居ルヤウデスガ、斯ウセヌト工合ガ惡ルイデスカ

○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通りデゴザイマスガ、現行法ニ於テモ、略之ト同ジヤウナ意味ヲ以テ規定シテアリマス、斯ウシテ置キマセヌト形ヲ變ヘテ仕舞ヒマス取締上、餘ホド困ルト思ヒマス

○奥山政敬君 サウスルト贓物ト看做スト云ヘバ自分ノ手ニ返ッテ來ル、油ナドハ元手入ラズニ立派ナ物ニナッテ來ルト却ッテ得フスルコトガアル、サウスルト泥棒様デ、取ラレタ爲ニ得フスルコトガアリマスネ

○政府委員(久米金彌君) 時アッテサウ云フコトモゴザイマセウ、減多ニサウ云フコトモゴザイマスマイガ……

○委員長(公曾二條基弘君) 八十五條、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公曾二條基弘君) 八十六條

○藤田四郎君 此民法ヲチヨット讀ンデ下サイ

○政府委員(久米金彌君) 民法ノ百九十六條

占有者カ占有物ヲ返還スル場合ニ於テハ其物ノ保存ノ爲メニ費ヤシタル金額其他ノ必要費ヲ回復者ヨリ償還セシムルコトヲ得但占有者カ果實ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ其負擔ニ歸ス

マダ少シゴザイマスガ……

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公曾二條基弘君) 御異議ガゴザイマセヌケレバ八十七條

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公曾二條基弘君) 御異議ガ無ケレバ八十八條

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公曾二條基弘君) 御異議ガ無ケレバ八十九條

○子爵平松時厚君 此第二項ニ「自己ノ森林ニ放火シタル」ト云フコトガアリマスガ、自分ノ森林ニ火ヲ附ケテ何カ利益ガアルモノデセウカ

○政府委員(久米金彌君) 是ハバカシイヤウデアリマスガ、刑法ニモ自分ノ家ヲ燒イタ場合ノ規定ガアルヤウナモノデ、是ガゴザイマセヌト拔ケガ出來マスカラ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公曾二條基弘君) 御異議ガゴザイマセヌケレバ第九十條

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公曾二條基弘君) 御異議ガ無ケレバ九十一條

○藤田四郎君 チヨット此刑法ヲ讀ンデ下サイ

○政府委員(久米金彌君) 刑法ノ四百二十條

土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ又ハ移轉シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

○藤田四郎君 是ハ兩方科スルデスカ

○政府委員(久米金彌君) サウデハアリマセヌ、コッチニ當嵌マルトキニハ此規定デ罰シ、此以外ノヤツハ刑法ノ方デ行クノデス

○藤田四郎君 土地ト森林ト二重ニ科スル譯ニナリハシマセヌカ、刑法ノ方ノ分ヲ犯スト此九十一條ノ本文ヲ犯スノト一ツアタ場合ニハ兩方科スルデスカ

○政府委員(久米金彌君) 「森林ノ爲設ケタル標識」ト云フ中ニハ色ミアリマスガ……經界ダケノ標識ヲ意味スルコトモアリマスガ……此中ニハ色ミアリマスガ、刑法ノ方ハ土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞又ハ移轉シタルトキハ、是ノ刑ニ處スルト云フノデ、汚損ノ場合ニハ本條ノ規定ニ依ッテ二十圓以下ノ罰金ニ處スルコトニナリマス

○藤田四郎君 汚損ト移轉ト一ツアル、サウスルト經界ヲ移轉シタルトキニハ自然汚損モスルカラ兩方罰スルコトニナルデスカ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ今ノヤウナハ二ツノ罪ニナリマスデゴザイマセウガ……

○藤田四郎君 九十一條ニ「移轉、汚損シ又ハ毀壞シタル者ハ」云々トアッテ、其下ニ「但シ刑法第四百二十條ノ適用ヲ妨ケス」トアルト兩方ニナルデヤナイデスカ

○政府委員(久米金彌君) 詰リ適用ノ物が違フデスカ……

○藤田四郎君 本條ニモ當ルシ、刑法ヲ當嵌メルコトモ出來ルト云フトキニハ……

○政府委員(久米金彌君) 刑法ヲ當嵌メル場合ニハ九十一條ノ本文ハ當ラナイ

○奥山政敬君 是ハ此但書ヲ書カヌトイカヌノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ今申上ゲタ通り刑法ノ四百二十條ノ方ハ土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞移轉シタル場合デ、所ガ森林ニハ經界ノ標識以外ニ測量標トカ何トカ云フ物モアル

○奥山政敬君 今ノ藤田君ノ御問ニ對スル政府委員ノ御答ニ依ルト茲ニ但書ハ要ラヌヤウデアアル、兩方罰スルノデナイト云フトキハ、是ハ無クテ宜イヤウデスカ……

○政府委員(久米金彌君) 是ガゴザイマセヌト、後ニ出タ法律デスカ、是ガ無イト刑法ガ變更サレタヤウニ思ハレル

○奥山政敬君 同シモノヲ二様ニ罰スルコトデアレバサウ云フコトガ言ハレマセウガ、マルデ違タモノデアレバ刑法ヲ罰スルト云フコトハモウ知レ切ッタコトデ、總テ此各條ニアルノモサウ云フモノガアリマセウ

○政府委員(久米金彌君) チョットマダ私ノ意味ガ徹シテ居ラヌカノヤウニ思ヒマスガ、森林ノ爲ニ設ケタ標識ト云フ中ニハ色ミアル、經界ノミデナイ、二角測量ノ土臺ノ標識ナドモアル、サウ云フ場合ハ刑法ノ四百二十條ニハ當嵌マラス、サウ云フモノハ此本文ニ依リテ二十圓以下ノ罰金ニ處スル、所ガ其標識ガ經界ノ標識ナラバ刑法ノ四百二十條ヲ行カウト云フデアリマス

○奥山政敬君 御説ハ能ク分ッテ居リマスガ「森林ノ爲ニ設ケタル標識ヲ移轉、汚損シ又ハ毀壞シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス」トアリマスカラ森林法ノ九十一條ヲ罰スルガ是デハ罰セヌコトヲ明ニシテ其他ノコトデ罪トナルベキコトガアッテ刑法ガニコリ出テ來テ罰スルツトナルト、刑法四百二十條ノ適用ヲ妨ケズト云フコトヲ書ク必要ハ無イデヤナイカ、アルト却ッテ兩方トモ罰スルト云フヤウナ鹽梅ニ聞エヤセヌカ、斯様ニ思ハレマスガ

○藤田四郎君 チョット速記ヲ止メテ貰ッテ……

(速記中止)

○武井守正君 是ハ跡回シニ……

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ跡回シニシテ九十二條、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 九十三條

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ御異議ガ無ケレバ九十四條

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハアリマセヌカ……ソレナラ九十五條

○政府委員(久米金彌君) チョット御注意マデニ申上ゲマスガ、是ハ昨日此十四條二項ヲ御削リニナルト云フ大體御話デゴザイマシタガ、果シテ其ヤウニナリマススト云フト、此十四條ノ「命令又ハ處分」ト云フ文句ハチョット使ヒニクナリマスカラ、然ルベク御修正ガアッテ宜カラウト思ヒマス

○武井守正君 是モ跡回シ

○藤田四郎君 直シマス二十四條ニ依ル命令又ハ處分「ト云フ字ヲ削ッテ跡ハ政府委員ニ御依頼シタイ

○政府委員(久米金彌君) 政府委員ノ方デハ十四條ノ「制限又ハ禁止」ト斯ウ願ヒタイデス

○奥山政敬君 サウスルト何デスカ、チョット御尋ネシマスガ、落葉ナンドヲ取ッタナラバ之ヲ罰セヌケレバナラヌノハ何ノ譯ガアリマスカ

○政府委員(久米金彌君) イヤ、是ハ其指定シマシテ其制限又ハ禁止シテ居ルンデス、ソレニ背イタ者ハ罰シヤウ……

○奥山政敬君 ソレデハサウスルト落葉ナドハ何ノ必要ガアリマス

○政府委員(久米金彌君) 落葉ナドノヤツヲ搔キマス餘ホド山林ヲ傷メマス

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ今ノ通り九十五條ハ「第十四條ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス」

○澤原俊雄君 制限若クハ禁止ヲ入レマシタラ十四條ノ二項ヲ削ラナクッテ宜イヤウニ思フ、藤田君ノ御説ノ通り「十四條ニ違反シタル者ハ」デ宜イデアアリマセヌカ

○藤田四郎君 跡回シニシタラドウデス

○委員長(公爵二條基弘君) 跡回シニシテ、ソレデハ九十六條ニ移リマセウ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○藤田四郎君 現行法デハ二十圓以下ニナッテ居リマスガ、今度ハ百圓ニ飛ビマシタヤウデゴザイマスガ、現行法ニ大體ナッテ居ルヤウデスカ、寧ろ現行法ノ通りニシテ置イタラドウデス、罰例ハ……尤モ先キニ二年ニナッテ居リマス、サウ云フ理由ガアレバ宜シウゴザイマスガ、五十圓クラ井ニシタラドウデス

○政府委員(久米金彌君) 詰リ何デス、開墾ヤ何ヤラノ場合トハ少シ輕イノデアリマス、開墾ハ二百圓ニナッテ居リマスカラ其半分クラ井ト云フ意味デ上ガッテ來タノデス

○藤田四郎君 開墾ハ上ガッタデスカ

○政府委員(久米金彌君) イヤ、開墾ハ舊ノ通り二百圓デアリマス、其半分ニ均シイ位ノ行爲ヲシタカラト斯ウ云フ意味デス

○藤田四郎君 マアドウデモ宜シウゴザイマス

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ九十六條ハ原案通り御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ガ無ケレバ九十七條

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○藤田四郎君 是モ餘ホド進ンデ居マスナ

○政府委員(久米金彌君) 矢張り今ノヤウナ筆法デ開墾ヤ何ヤラノ比例デ上ッテ來タノデス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナクバ九十八條

○政府委員(久米金彌君) 九十八條ニ正誤ガゴザイマス、第二十八條第一項トゴザイマス、此第一項「ト云フ三字ヲ御削リテ願ヒタイノデス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ、九十九條

○奥山政敬君 是ハドウ云フコトニナルノデスカ、チョット説明シテ貰ヒタイノデス、「木竹ノ價格ノ二倍ニ達セシムルコトヲ得」トアル、此價格ノコトデス

○政府委員(久米金彌君) 是ハ例ヘテ見マスルト二十圓ナラ二十圓ノ罰金ニ科スル

ト云フコトニナラズ居リマス、ソコデ百圓ノモノヲ伐採シタ場合ニ二十圓デ止メテハマツイ
ダラウ森林窃盜ナリ何ナリモ總額ノ二倍トナテ居ルカラ其代價ノ二倍ト云フコトニテ百
圓ノモノヲ伐ツタラ二倍ノ罰金ヲ科スル、此正條ニ照シテ見ルト、モウ少し上ボセテ宜
イト云フコトカラ斯ウ致シマシタ

○奥山政敬君 サウスルト斯ウ云フコトニナリハシマセヌカ、十圓ノモノヲヤツテ、木竹價
格ノ二倍ト云フコトニナルト二十圓ト云フコトニモ聞エマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ二十圓ノ範圍デスカラ二十圓ナリ二十五圓ナリ裁
判官ノ見込デカケテ宜シイ

○奥山政敬君 三十圓ニシテモ宜イケレドモ、價格ノ二倍ニ達セシムルト云フコトダト二
十圓デナケレバイケナイト云フコトノ感想ハ無イノデスカ、誤解ハアリマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) ソレハ三條ノ方ニツレノ二百圓以下ト云フコトニナラ
居リマスカラ、裁判官ハ普通デゴザイマスルト九十七條トカ九十八條ヲ適用スベキデゴザ
イマスガ、伐採料ノ二倍ニマデ行ツテモ宜イ

○藤田四郎君 サウスルト四百圓マデ行ツテモ宜イト云フノデスカ、二百圓ノモノナラ
バ……

○政府委員(久米金彌君) サウ云フコトニナリマス
○藤田四郎君 伐採シタモノトカ傷害シタモノハ本人ニ渡シハシマスマイ、持主ニ渡スノ
デセウ

○政府委員(久米金彌君) 左様デス
○藤田四郎君 倍ニナルト三千圓ニモ二千圓ニモナルモノガ……

○政府委員(久米金彌君) サウ云フ譯デス、僅カバカリノ罰金ヲ出シテモ伐ツテ仕舞
フト云フコトモ出來ルノデス、例ヘハ二十圓ノ罰金ヲ出シテ伐ツテモ一万兩儲ケル、是ハ
所有者ガ伐ル場合デス

○奥山政敬君 御趣意ハ能ク分リマシタ、是ハ贓物ノ方デナク自分ノモノデスネ
○委員長(公露二條基弘君) 九十九條、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ
○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ
○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ
○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ
○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ
○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ刑法ノ方デ科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下ト
云フコトニナラズ居リマス、拘留ハ一日カラ十日マデ……

○委員長(公露二條基弘君) 百三條、御異議ゴザイマセヌカ
○委員長(公露二條基弘君) 百三條、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 百三條、御異議ゴザイマセヌカ
○委員長(公露二條基弘君) 百三條、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 百四條

○藤田四郎君 是ハ跡回シニ願ヒタイ

○委員長(公露二條基弘君) ソレハ跡回シニシテ八章ノ百五條

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○藤田四郎君 此百七條ニ依リマシテ命ヲ受ケマシタ者モ矢張り地租ヲ免ゼラレルコ
トガアルノデセウナ

○政府委員(久米金彌君) サウ云フコトニナルノデス

○委員長(公露二條基弘君) 百七條、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 百七條、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 百七條、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 百七條、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公露二條基弘君) 百七條、御異議ゴザイマセヌカ

○藤田四郎君 異議ナシ

○政府委員(久米金彌君) チョット是ハ御注意ヲ申上ゲマスガ、第九十九條ハ何ニモ變
リ方ノ關係ハ無イ、若シ第九十條ガ變ハリマシテモ此文句デ大抵宜カラウト思ヒマス

○委員長(公露二條基弘君) 順序ハソコニ行ツテデスカ

○藤田四郎君 是ハ變ツテモ差支ヘナイト思ヒマス、ソレハ政府ノ方デ調ベテ貰ヒマシテ、
若シ必要ガアルナラバ直シテ貰ヒタイ

○委員長(公露二條基弘君) 然ラバ第九十條

○藤田四郎君 是ハ此ノ前ノ百八條ニ關聯ラシテ來マデスナ、「舊法ニ依リテ爲シタル
處分」アル、是ハ申請スル譯ニナリマシテ、今ノ保安林ナドハ皆コレニ來ルデスナ

○政府委員(久米金彌君) ソレモ這入ルカモ知レマセヌカ、此意味ハ主トシテサウデ
無イ、處分ガマデ半途ニアッタヤウナモノヲ多ク見テ居ルンデスカ

○藤田四郎君 是ハ御參考ニチヨット申上ゲテ置キマスガ、百八條ニ手續トカ何トカ
云フ字ヲ入レ、バ、或ハ這入ルカモ知レナイガ、殊更ニ茲ニ百八條ト書イテ置クト、概括
的ノモノニナルカラ疑フ起シテ來ル、サウシテ保安林ト云フモノニハ關係ガ無イト思ヒマ
ス、成ルホド廣ク言ツテ見レバ何モカモ舊法デ處分シタモノヲ扱フト云フコトニナルト、何デ
モ這入ルヤウニナル、併シ百八條ガアル爲ニ疑ガ起ルト思ヒマスカラ、……其他ニ付イテ
ハ此案ハ疑ヒ無イノデアルカラ、唯御注意ニ申上ゲテ置キマス、今私ガ今申上ゲマスル
意味ハ百八條ノ事柄ヲ削ツテ百十條ニ入レタガ宜イ、又此百八條ノ箇條ノ「三十條」
ヲ抜イテ差支ナイト思ヒマス、ソレモ能ク御調ベテ願ツテ其他ハ百十條ニ付イテハ疑ガゴ
ザイマセヌカ、異議ハゴザイマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) 尙ホソレハ調ベモ致シマスガ、兎ニ角、三十條ノ關係ハ
現行法ノ時ニ保安林トシテ扱ヒマスカラ、處分モ別段ナケレバ決議モ無イ、百八條ト百

十條ハ關係ハ無イ、保安林ノコト決議モ這入レバ、處分モ這入レバ宜イガ、茲ニ列記シタ處分、決議云々ニ這入ラヌノデゴザイマス

○藤田四郎君 是ハ、施業ノ際保安林トアルカラ、扱フトキニ禁伐林ノ名稱ノ下ニ有ッタ所ガ矢張り保安林トシテ是ハ決メテアルガ、何カ處理セラレタモノ、全體ニ概括サレタモノガ何カアルニ違ヒナイ、ソレデナケレバ保安林ト云フ字ハ要ラナイ、若シサウナレバ舊法第三十條ノ保安林トナラナケレバナラヌ、處分セズニ爲シタルモノト云フコトハ要ラナイ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ言葉ガ足りヌカ知レマセヌガ、二十條ハ法律ノ結果トシマシテ行政官ガデスナ、處分トカ、決議トカ云フコトナク法律ノ結果トシテ保安林トシテ取扱フ、詰リ法律其物ガ此處理ヲシタト云フ舊法ニ據デモ別段不便ハ無イノデアリマス、尙ホ調ベハ致シマスガ、百八條ト百十一條トハ一向關係ハ無イノデス

○委員長(公費二條基弘君) 百十條ハ調ベテ願フコト云フヤウナ、サウ云フヤウナ御意見デスカ

○藤田四郎君 私ハ異議ハ無イ、百八條ト關聯シテ御調ベテ願フデ置キマス

○政府委員(久米金彌君) 承知イタシマシタ

○委員長(公費二條基弘君) 第百十條、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公費二條基弘君) ソレデハ百十一條

○藤田四郎君 「進行ヲ始メタル期間」ト云フノハ、是ハ意味ハ分ラヌコトハ無イヤウデスガ、重モニドウ云フコトヲ言フノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ例ノ例ヘバ告示ナドヲ致スニ三十日ノ期間ヲ置イテ無ケレバナラヌ、例ヘバ地方森林會ヲ開クコトガアリマス、ソコデ其例ヘバ此法ヲ來年ノ一月カラ實施スルト見マスルト、十二月二十五日ニ告示スルト云フヤウナ場合デスナ、其時ニ舊法ニ據ルト三十日デアルカラ、一月ノ二十四日ナラバ二十四日ト云フ場合ヲ見テ居リマス、其時ハ矢張り舊法ノ規定ニ從フノデ斯ウ云フ意味ナノデス

○藤田四郎君 成ルホド……何カ斯ウエライ漢トシテ居ルネ

○説明員(中川友次郎君) 是ハ民法施行法ノ方ニアリマス

○委員長(公費二條基弘君) 第百十一條、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(公費二條基弘君) 百十二條、御異議ハゴザイマセヌカ

御協議シマスカ、又ハ明日ハイケマセヌガ明後二十一日ニ朝ノ中ニソレデケテ調ベルコトニ致シマスカ、ドウシマスカ

○藤田四郎君 何シロ何分、人モ減ッテ居リマスシマスカラ、此際直グニト云フコトハムヅカシクハゴザイマセヌカ

○委員長(公費二條基弘君) ソレデハ二十一日ノ朝假令議事ガアッテモ……

○子爵平松時厚君 一ツ動議ヲ出シマセウ、此コトハドウ委員長ト二三ノ委員デ御調査ヲ下サレテモ、サウ格別議論モアリマスマイカト思ヒマス

○武井守正君 サウスルト又モウ一遍、委員會ヲ開カナケレバナラヌ、ドウデセウ、委員長ノ仰シヤル通り明後日朝ノ中ニ……

○宮本小一君 九時ト云フコトニ……

○委員長(公費二條基弘君) 十時デナイトイケマセヌ

○宮本小一君 本會議ノ方ニ……

○委員長(公費二條基弘君) 其節ハ呼シテ貰フコトニシマスカラ、ソレデハ二十一日ノ午前十時ニ開キマス

午後三時四十三分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公費二條 基弘君

委員 子爵平松 時厚君 子爵松平 直敬君 宮本 小一君

男爵安場 末喜君 原 保太郎君 山田 爲隆君

藤田 四郎君 武井 守正君 奥山 政敬君

岡田 眞平君 辰巳 椿太郎君 澤原 俊雄君

國務大臣 農商務大臣 松岡 康毅君

政府委員 農商務省山林局長 久米 金彌君

説明員 農商務書記官 中川友次郎君

明治四十年三月二十日印刷

明治四十年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局